

東京外語会会費規程

2011年10月22日制定

2012年 4月 1日改正

2013年 4月27日改正

2015年 9月26日改正

- 第1条 外語会定款第9条ならびに外語会規則第22条に定める会費は本規程により納入する。
- 第2条 会費は年会費6,000円とする。但し、150,000円を一括納付する場合には、これをもって終身会費とするが、納付済み年会費を終身会費に充当することはできない。
- 第3条 平成28年4月以降の入学生並びに未加入の在在学生に対しては、特例として、会費10年分を一括前納する場合に限り年会費を5,000円とする。但し、入学年起算11年目以降の年会費は6,000円とする。また、留日センター留学生に関してはこの限りではなく、単年度3,000円の年会費とする。また、当該留学生が修了後も引き続き外語会の会員資格の維持を希望する場合は、修了までに9年分の会費として27,000円を前納し、入学年より11年目よりは年会費6,000円を納付するものとする。
- 第4条 60歳以上の卒業生については50,000円を一括納付する場合には、これをもって終身会費とするが、納付済み年会費を終身会費に充当することはできない。
- 第5条 終身会費を完納済みの終身会員に対しては、一口年3,000円を任意の賛助会費として要請する。
- 第6条 年会費および任意の賛助会費の納付は、原則として、預貯金口座からの自動引き落としによる。
- 第7条 年会費の滞納が3年以上続いた場合には会員資格を喪失する。
- 第8条 再入会しようとする者で、年会費の滞納があるときは、その金額を一括納付しなければならない。ただし、相当の理由があると理事会が認めたときは、分割納付することができる。
- 第9条 会員が、特別の理由により年会費の負担に耐えない場合は、当該会員の申し出により、理事会の決議により会費の納付を一時猶予することができる。
- 第10条 既納の会費は理由の如何を問わず、これを払い戻さない。
- 第11条 支部規定による支部会費の金額および納付方法は、当該支部において適宜の方法により決定する。

付則

第12条 経過措置

本会費規程の施行された平成24年4月1日（以下「新制度施行日」）前に旧制度の

下で加入したもののうち以下のものについては経過措置を認める。経過措置の適用は、平成28年4月1日をもって終了する。

- 2 新制度施行日において50,000円の終身会費分納中の会員については、新制度施行日以前に当会が認めた分納方法の継続を認める。
- 3 初回納付以降5年以上経過、または、3年以上の納付過怠で一旦は会員資格を喪失するも、特例により新制度施行日以前に残額支払いを再開している会員のうち、新制度施行日以前に当会が終身会費の分納を認めた場合は当該分納の継続を認める。
- 4 本条第2項、第3項により特例として終身会費の分納を認められたものの分納金について、期限内の納付がなかった場合には、当該会員資格を喪失し、その後の再入会に際しては年会費対象とする。

第13条 この規程は平成24年4月1日よりその効力を発する。

(注) 第3条の留日センター留学生に関する規定は、2013年4月27日よりその効力を発する。